



二戸労基署ニュース

2015年10月号

◇岩手県最低賃金改定【時間額678円→695円(+17円)】

岩手県最低賃金が改定され、**平成27年10月16日**

から **時間額695円** になります。

パートタイム、アルバイト等を含む雇用する労働者に最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

平成27年10月16日以降に労働した賃金を時間額695円以上としないと最低賃金違反となりますので点検をお願いします。



◎労災かくし防止に御理解を願います。

労災かくしが横行することになれば、被災労働者に対して適正な保護が行われないおそれがあるほか、労災保険の適切な運営及び労働災害を適正に把握し、再発・同種災害の防止対策を樹立するなどの確な当行政の推進に支障を来し制度の根幹を揺るがすことになりかねません。

今般、労災かくし防止の周知徹底のために、別添「労災かくし防止」の周知・啓発用ポスター・リーフレットを作成し団体等に要請したところです。同防止の徹底をお願いします。

◎年次有給休暇取得に向けた環境作りに取り組みましょう

厚生労働省では年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進することとして、**10月を「年次有給休暇取得促進期間」とし広報活動を行っています。**

なお、年休の効果は①心身のリフレッシュ、②モチベーションのアップ・作業効率の向上、③アイデアの創造④過重労働によるメンタル不調の予防、④人材の確保・定着等があります。



◇「労働災害発生状況（平成27年1月～9月）」

・ **死亡労働災害：2件**（前年比+2件）・ **休業4日以上：86件**（前年比-1件）

8月以降、誠に残念ながら死亡災害等重大災害が発生しています。次の取組をお願いします。

事業主と管理者が中心となり、事業場・作業場の安全再点検を行ってください。

- ◆「**高所からの墜落・転落**」（建設業に限らず全ての業種で発生しています。通常行っている作業箇所はもとより、高い場所の掃除、機械の点検、脚立の使用など臨時に行う作業も点検して下さい。）
- ◆「**大型の機械・設備へのはさまれ・巻き込まれ**」（特に製造業で、機械に安全カバーがあるか、トラブル処理や掃除の際に機械を停止しているか点検して下さい）
- ◆「**クレーンでつった荷や、伐倒木等の重量物の落下**」（重量物が落下し激突された場合、確実に重篤な災害となります。日常的に重量物である立木を倒す林業では、労働者の退避状況等を点検して下さい。）
- ◆「**トラック、フォークリフトや重機へひかれ**」（「車両やフォークリフト、建設機械には近づかない」の掛け声だけで災害は防げません。「作業場所の区画」又は「誘導者の配置」が必要ですので点検して下さい。）



このニュースへのお問い合わせは **二戸労働基準監督署 TEL0195-23-4131**まで。

「**労災**か**くし**」

犯罪です。

は、

仕事の**ケガ**は、

労災保険



岩手県2013戦国ダンシ九戸政実

九戸政実

二戸労働基準監督署

労災かくしは犯罪です

事業主は、労災事故が発生した場合、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。提出を怠るか、または虚偽の内容を報告すると、50万円以下の罰金に処せられます(労働安全衛生法第120条、第122条)。つまり、労災かくしは法違反であり犯罪行為ということになります。

事業者が労災かくしを行った場合の最大の被害者は、事故に被災した労働者です。労災保険の手続きが適切に行われていれば、被災者は負傷や疾病に対する治療、休業に対する補償をはじめ、仮に身体に障害が残った場合にも、労災保険制度によって手厚く保護されることになります。しかし、労災かくしが行われると、被災者は健康保険で自己負担をしながら治療を受けることになり、休業期間中の補償もなく、大きな不安を抱えることになります。

労災かくしの弊害

労災保険による適正な給付が行われず、被災者や下請業者が負担を強いられることになってしまう

事業場が労働災害の発生をかくすことにより、自主的な再発防止対策が講じられなくなり、労働者の労働意欲が減退する

労働基準監督機関が労働災害発生原因等を正確に把握できず、災害発生事業場に対し、再発防止対策を確立させることができない

労働災害の発生原因を究明することができないため、同種の事業場に対する適切な労働災害防止対策を講ずることができない

労災発生時の正しい事務処理

労災事故が発生し、労働者が負傷した場合は、労働基準監督署長に労災保険の請求を行い、さらに労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出する必要があります。

(1) 労災保険の請求

●療養補償給付

- 療養した医療機関が労災保険指定を受けている場合には、「療養補償給付たる療養の給付請求書」をその医療機関に提出してください。
- 療養した医療機関が労災保険指定でない場合には、一旦療養費を立て替えて支払ってください。その後「療養補償給付たる療養の費用請求書」を、直接、労働基準監督署長に提出すると、その費用が支払われます。

●その他の保険給付

- 休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付などの保険給付があります。

(2) 労働者死傷病報告の提出

●報告を必要とする場合

労働者死傷病報告は、労働者が労働災害その他就業中または事業場内もしくはその附属建設物内における負傷、窒息または急性中毒により死亡し、または休業した場合に提出します(労働安全衛生規則第97条)。休業4日以上の場合、様式23号を遅延なく提出しなければなりません(休業4日未満の場合は、様式24号に3か月分の労災をまとめて記載し、提出します)。

●報告義務者

上記の事由による死傷病労働者の所属する事業場の事業者

●提出期限

上記事由が発生したときに遅延なく(休業4日未満の場合は、災害発生が1~3月の場合は4月末日まで、4~6月の場合は7月末日まで、7~9月の場合は10月末日まで、10~12月の場合は翌年の1月末日までに、様式24号を提出)

